



# 鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)

号外第37号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(19)	
	(景観自然課).....	5
	消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例(20)(県民生活課).....	6
	鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例(21)(林政課).....	8
	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例(22)(空港港湾課).....	8
	鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例 (23)( ).....	14
	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例(24)(警察本部警務課).....	15
	鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例(25)( ).....	16

### ——— 公布された条例のあらまし ———

#### 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館に係る利用の許可、利用料金等に関する規定を削除することとした。  
(旧第3条、旧第6条、第8条、第9条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

#### 消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事は、事業者が不当な取引方法を用いている疑いがある場合において、被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに、当該事業者に係る不当な取引方法、商品等の種類その他必要な情報を公表するものとする。 (新第11条の5関係)
- 2 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認める場合において、被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、1で定める事項のほか、当該不当な取引方法を用いた事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を公表するものとする。 (第11条の7関係)
- 3 知事が不当な取引方法として指定することができるものに係る要件を拡大することとした。 (第11条の2関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の失効日を平成19年3月31日(現行 平成17年3月31日)とすることとした。(附則関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

## 1 港湾施設の使用等の許可等に関する事項

(1) 知事は、港湾施設の使用許可の申請があった場合において、申請をした者が次のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができることとした。(第3条関係)

ア 使用等の許可が取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

イ 当該申請に係る港湾施設を使用するのに必要な法令に基づく免許、許可又は資格を有しない者

(2) 次のいずれかに該当する場合において、港湾施設の使用又は工作物その他の設備の設置(以下「港湾施設の使用等」という。)ができない期間が生じたときは、当該期間に係る使用料を還付することができることとした。(第5条関係)

ア 知事が公益上の必要による処分をし、又は必要な措置を命じたとき。

イ 使用者が、災害その他の使用者の責めに帰することができない事由により港湾施設の使用等ができないとき。

ウ 使用者が、港湾施設の使用等の開始の5日前までに当該港湾施設の使用等をしない旨を申し出たとき。

(3) 港湾施設の使用等の許可の取消し等を命ずることができる場合に、次の場合を加えることとした。(第9条関係)

ア 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。

イ 知事が指定した期日までに使用料を納付しないとき。

(4) 次のいずれかに該当する場合において、港湾法の規定による許可に係る占用等の行為(以下「占用等」という。)に当たって占用等ができない期間が生じたときは、当該期間に係る占用料等を還付できることとした。(第12条関係)

ア 占用者等が、災害その他の占用者等の責めに帰することができない事由により港湾施設の占用等ができないとき。

イ 占用者等が、占用等の開始の5日前までに当該占用等をしない旨を申し出たとき。

(5) その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 2 ポートパークに関する事項

(1) ポートパークにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。(第3条の2関係)

ア 物品販売業、業として行う役務の提供その他の営利を目的とする行為

イ 展示会、競技会、講習会等の開催

ウ ア及びイに掲げるもののほか、ポートパークの管理上支障となるおそれがある行為

(2) 知事は、(1)の許可(以下「行為許可」という。)の申請が、次のいずれにも該当する場合には、行為許可を与えることができることとした。(第3条の2関係)

ア 行為許可の申請に係る行為が、知事が港湾施設の使用許可をしないことができる行為のすべてに該当しないこと。

イ 行為許可の申請者が1の(1)のア及びイに該当しないこと。

ウ 申請者が、行為許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者でないこと。

エ 行為許可の申請者以外の者によるポートパークの利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

(3) 行為許可を受けた者は、その責めに帰すべき事由により港湾施設を滅失し、又はき損したときは、知事の指示によって原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならないこととした。

(第8条関係)

(4) 港湾施設の使用等の許可の取消し等を命ずることができる場合に、次の場合を加えることとした。(第9条関係)

ア 知事の許可を受けることなく(1)のアからウまでの行為を行ったとき。

- イ 行為許可の許可条件に違反したとき。
- (5) 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することとした。(第14条関係)
  - ア 行為許可を受けないで、(1)のアからウまでの行為を行った者
  - イ 行為許可の条件に違反して行為許可に係る行為を行った者
- (6) ポートパークに係る使用料の金額を次のとおり定めることとした。

区 分		金 額	
鳥取港のマリーナ 港区に隣接する棧 橋以外の棧橋を使 用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,000円
		1隻につき1年	80,000円
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を 係留する場合	1隻につき1月	12,000円
		1隻につき1年	120,000円
	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を 係留する場合	1隻につき1月	15,000円
		1隻につき1年	150,000円
長さが10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1月	18,000円	
	1隻につき1年	180,000円	
鳥取港のマリーナ 港区に隣接する棧 橋を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,400円
		1隻につき1年	84,000円
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を 係留する場合	1隻につき1月	12,500円
		1隻につき1年	125,000円
	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を 係留する場合	1隻につき1月	15,700円
		1隻につき1年	157,000円
長さが10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1月	18,800円	
	1隻につき1年	188,000円	
鳥取港のマリーナ 港区内の陸上保管 施設を使用する場 合	長さが6メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき1月	4,200円
		1隻につき1年	42,000円
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を 保管する場合	1隻につき1月	6,250円
		1隻につき1年	62,500円
	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を 保管する場合	1隻につき1月	7,850円
		1隻につき1年	78,500円
長さが10メートル以上の船舶を保管する場合	1隻につき1月	9,400円	
	1隻につき1年	94,000円	

- (7) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、規則で定める日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 構築物の建設等を規制する臨港地区内の分区にマリーナ港区を加え、工業港区を除くこととした。(別表関係)
- 2 マリーナ港区の区域内において建設等をしてはならない構築物を次に掲げるもの以外のものとする事とした。(別表関係)

- (1) 次に掲げる港湾施設
- ア 外郭施設
  - イ 係留施設
  - ウ 臨港交通施設
  - エ 航行補助施設
  - オ 船舶役務用施設
  - カ 港湾公害防止施設
  - キ 廃棄物処理施設
  - ク 港湾環境整備施設
  - ケ 港湾管理施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具の倉庫及び船舶を陸上に架設するための施設
- (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所その他知事が指定する福利厚生施設
- (4) 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所
- (5) 飲食店営業又は物品販売業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)を営むための施設その他知事が指定する便益施設
- 3 その他所要の規定の整備を講ずることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

- 1 警察官の定員及び階級別定員を次のように改めることとした。(第2条関係)

区 分	定 員	
	改 正 後	現 行
警 察 官	1,160人	1,140人
警 視	61人	60人
警 部	124人	123人
警部補・巡査部長	640人	628人
巡 査	335人	329人

- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警務部の所掌事務に情報の公開に関することを加えることとした。(第3条関係)
- 2 刑事部の所掌事務に薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること並びに組織犯罪の取締りに関すること(他部の所掌に属するものを除く。)を加えることとした。(第5条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第19号**

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（行為の制限等） 第3条 略</p> <p>（措置命令） 第4条 知事は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>自然ふれあい館を利用する者</u>に対し、必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>（利用の許可） 第3条 <u>自然ふれあい館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>（行為の制限等） 第4条 略</p> <p>（措置命令） 第5条 知事は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>第3条の規定による許可</u>（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>（利用許可の取消し） 第6条 知事は、<u>利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</u>                      （1）この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。                      （2）利用許可の条件に違反したとき。                      （3）詐欺その他不正の行為により利用許可を受けた</p>

(管理の委託)

第5条 知事は、自然ふれあい館の管理を財団法人鳥取県観光事業団に委託する。

(規則への委任)

第6条 略

とき。

(4) その他自然ふれあい館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、自然ふれあい館の管理を財団法人鳥取県観光事業団(以下「観光事業団」という。)に委託する。

(利用料金)

第8条 自然ふれあい館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、観光事業団にその収入として収受させる。

2 利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 観光事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 略

附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第20号

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 消費生活の安全等に関する施策</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 不当な取引方法の規制（第11条の2 - 第11条の8）</p> <p>第4節 略</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（不当な取引方法の指定）</p> <p>第11条の2 知事は、消費者の取引の安全を図るため、事業者が消費者に対して用いる取引方法であって、消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乘じ、又は消費者に心理的不安を与えること等により、消費者に不当に不利益を与えるおそれのあるものを、不当な取引方法として指定することができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（不当な取引方法の調査）</p> <p>第11条の4 略</p> <p>（不当な取引方法等の情報提供）</p> <p>第11条の5 知事は、事業者が第11条の3の規定に違反している疑いがある場合において、被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに、当該事業者に係る不当な取引方法、商品等の種類その他必要な情報を公表するものとする。</p> <p>（不当な取引方法に係る措置の勧告）</p> <p>第11条の6 略</p> <p>（不当な取引方法を用いた事業者の氏名等の情報提供）</p> <p>第11条の7 知事は、事業者が第11条の3の規定に違反していると認める場合において、被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、第11条の5に定める事項のほか、当該不当な取引方法を用いた事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を公表するものとする。</p> <p>（不当な取引方法の防止）</p> <p>第11条の8 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 消費生活の安全等に関する施策</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 不当な取引方法の規制（第11条の2 - 第11条の6）</p> <p>第4節 略</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（不当な取引方法の指定）</p> <p>第11条の2 知事は、消費者の取引の安全を図るため、事業者が消費者に対して用いる取引方法であって、消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乘じ、又は消費者に心理的不安を与えることにより、商品等の選択を誤らせるおそれのあるものを、不当な取引方法として指定することができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（不当な取引方法の調査）</p> <p>第11条の4 略</p> <p>（不当な取引方法に係る措置の勧告）</p> <p>第11条の5 略</p> <p>（不当な取引方法の防止）</p> <p>第11条の6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第21号

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、平成19年 3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、平成17年 3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第22号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用等の許可)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>知事は、第1項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>第9条第1項の規定により第1項又は次項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者</u></p> <p>(2) <u>当該申請に係る港湾施設を使用するのに必要な法令に基づく免許、許可又は資格を有しない者</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(使用等の許可)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
<p>(使用料)</p> <p>第5条 第3条第1項又は第4項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、港湾施設の使用又は工作物その他の設備の設置(以下「港湾施設の使用等」という。)ができない期間が生じたときは、当該期間に係る使用料を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>知事が、第10条第1項の処分をし、又は必要な措置を命じたとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者が、災害その他の使用者の責めに帰することができない事由により港湾施設の使用等ができないとき。</u></p> <p>(3) <u>使用者が、港湾施設の使用等の開始の日の5日前までに当該港湾施設の使用等をしない旨を申し出たとき。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が使用者の責めに帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項又は第4項の許可を取消しし、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>第3条第4項又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>第3条第5項の規定による許可条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>知事が指定した期日までに使用料を納付しないとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項又は第3項の許可を取消しし、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>第3条第3項又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>第3条第4項の規定による許可条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 略

3 既納の占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、法第37条第1項第1号若しくは第2号又は第56条第1項の許可に係る行為(以下「占有等」という。)ができない期間が生じたときは、当該期間に係る占用料等を還付することができる。

(1) 占有者等が、災害その他の占有者等の責めに帰することができない事由により占有等ができないとき。

(2) 占有者等が、占有等の開始の日の5日前までに当該占有等をしない旨を申し出たとき。

4 略

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 略

(2) 第3条第4項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者

(3) 第3条第5項の規定による許可条件に違反して使用した者

(4) 略

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 略

3 既納の占用料等は、還付しない。ただし、知事が占有者等の責めに帰することができない事由があると認めたときは、この限りでない。

4 略

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 略

(2) 第3条第3項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者

(3) 第3条第4項の規定による許可条件に違反して使用した者

(4) 略

第2条 鳥取県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)を同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(行為の許可)</p> <p>第3条の2 <u>ボートパークにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>物品販売業、業として行う役務の提供その他の営利を目的とする行為</u></p> <p>(2) <u>展示会、競技会、講習会等の開催</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、ボートパークの管理上支障となるおそれがあるものとして規則で定める行為</u></p>	

2 知事は、前項の許可の申請が、次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の許可を与えることができる。

(1) 当該申請に係る行為が、前条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 当該申請をする者(以下「申請者」という。)が、前条第3項各号のいずれにも該当しないこと。

(3) 申請者が、第9条第1項の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者でないこと。

(4) 申請者以外の者によるポートパークの利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前条第5項の規定は、第1項の場合について準用する。

(使用期間等)

第4条 港湾施設の使用期間及び前条第1項の許可を受けた行為を行うことができる期間は、1年以内(港湾施設用地に工作物を設置する場合にあっては、5年以内)とする。ただし、期間の更新を妨げない。

(港湾施設の滅失き損)

第8条 使用者又は第3条の2第1項の許可を受けた者(以下「行為者」という。)は、その責めに帰すべき事由により港湾施設を滅失し、又はき損したときは、知事の指示によって原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第4項又は第3条の2第1項の許可を取消し、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条第4項、第3条の2第1項又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。

(2) 第3条第5項(第3条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可条件に違反したとき。

(3)~(5) 略

2 略

(公益上の必要による許可の取消し等)

第10条 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、使用者又は行為者に対し前条に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

2 略

(罰則)

(使用期間)

第4条 港湾施設の使用期間は、1年以内(港湾施設用地に工作物を設置する場合にあっては、5年以内)とする。ただし、期間の更新を妨げない。

(港湾施設の滅失き損)

第8条 使用者は、その責に帰すべき事由により港湾施設を滅失し、又はき損したときは、知事の指示によって原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項又は第4項の許可を取消し、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条第4項又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。

(2) 第3条第5項の規定による許可条件に違反したとき。

(3)~(5) 略

2 略

(公益上の必要による許可の取消し等)

第10条 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、使用者に対し前条に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

2 略

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)~(3) 略

(4) 第3条の2第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為を行った者

(5) 第3条の2第3項において準用する第3条第5項の規定による許可条件に違反して第3条の2第1項の許可に係る行為を行った者

(6) 略

別表第1(第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区 分	使 用 料		
		単 位	金 額	
略				
鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧橋を使用する場合	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,000円	
		1隻につき1年	80,000円	
	長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	12,000円	
		1隻につき1年	120,000円	
	長さが8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	15,000円	
		1隻につき1年	150,000円	
	長さが10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき1月	18,000円	
		1隻につき1年	180,000円	
	鳥取港のマリーナ港区に隣接す	長さが6メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき1月	8,400円
			1隻につき1年	84,000円
長さが6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合		1隻につき1月	12,500円	
		1隻につき1年	125,000円	

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)~(3) 略

(4) 略

別表第1(第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区 分	使 用 料	
		単 位	金 額
略			
長さが6メートル未満の船舶を係留する場合		1隻につき1月	8,000円
		1隻につき1年	80,000円

ポ ー ト バ ー ク	る 棧 橋 を 使 用 す る 場 合	長さ8メートル以上10メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき 1月	15,700円	
		長さ10メートル以上の船舶を係留する場合	1隻につき 1月	18,800円	
			1隻につき 1年	188,000円	
		鳥 取 港 の マ リ ー ナ 港 区 内 の 陸 上 保 管 施 設 を 使 用 す る 場 合	長さ6メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき 1月	4,200円
			長さ6メートル以上8メートル未満の船舶を保管する場合	1隻につき 1月	6,250円
				1隻につき 1年	62,500円
	長さ8メートル以上10メートル未満の船舶を保管する場合		1隻につき 1月	7,850円	
			1隻につき 1年	78,500円	
	長さ10メートル以上の船舶を保管する場合		1隻につき 1月	9,400円	
		1隻につき 1年	94,000円		
	略				

2 略  
備考 略

ポ ー ト バ ー ク	長さ6メートル以上8メートル未満の船舶を係留する場合	1隻につき 1月	12,000円
		1隻につき 1年	120,000円
略			

2 略  
備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県港湾管理条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第3条第4項の規定による許可を受ける者の当該許可に係る使用料について適用し、同日前に第1条の規定による改正前の鳥取県港湾管理条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第3条第1項及び第4項の許可について適用し、同日前に行われた旧条例第3条第1項及び第3項の許可については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第23号**

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和61年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
商 港 区	(1)~(3) 略 (4) 飲食店営業又は物品販売業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第6項に規定する風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）を営むための施設	商 港 区	(1)~(3) 略 (4) 飲食店営業及び物品販売業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第6項に規定する風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)を営むための施設
			工 業 港 区
	略		略
保 安 港 区	(1)~(5) 略	保 安 港 区	(1)~(5) 略
	(1) 法第2条第5項第2号から		

マリーナ港区	<p>第5号まで、第8号の2から第9号の3まで及び第10号の2に掲げる港湾施設</p> <p>(2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具の倉庫及びレクリエーション用船舶を陸上に架設するための施設</p> <p>(3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所その他知事が指定する福利厚生施設</p> <p>(4) 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所</p> <p>(5) 飲食店営業又は物品販売業を営むための施設その他知事が指定する便益施設</p>
略	

備考 この表において、「商港区」、「漁港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」とは、それぞれ法第39条第1項の規定により知事が鳥取港の臨港地区内において指定した商港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区をいう。

略	

備考 この表において、「商港区」、「工業港区」、「漁港区」、「保安港区」及び「修景厚生港区」とは、それぞれ法第39条第1項の規定により知事が鳥取港の臨港地区内において指定した商港区、工業港区、漁港区、保安港区及び修景厚生港区をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第24号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,160人</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,140人</u></p>

ア 警視 61人 イ 警部 124人 ウ 警部補・巡査部長 640人 エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 335人 （2）略 2及び3 略	ア 警視 60人 イ 警部 123人 ウ 警部補・巡査部長 628人 エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 329人 （2）略 2及び3 略
---	---

附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第25号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
（警務部の所掌事務） 第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（19）略 （20）情報の公開に関すること。 （21）略	（警務部の所掌事務） 第3条 警務部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（19）略 （20）略
（刑事部の所掌事務） 第5条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（4）略 （5）薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。 （6）組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。） （7）略	（刑事部の所掌事務） 第5条 刑事部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（4）略 （5）略

附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。